鳥取県コロナ克服借換特別資金制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対して、超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取組みを支援することにより、中小企業者等の資金繰りの円滑化と収益力改善を図ることを目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年４月５日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第２条に定めるものとする。

（融資対象者及び融資条件）

第３条　この資金の融資対象者及び融資条件は次のとおりとする。

(１)一般貸付

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 融資対象者 | 県内に事業所を有する中小企業者等（以下単に「中小企業者等」という。）のうち、経営改善計画を策定して取扱金融機関及び保証協会、並びに商工団体及び鳥取県経営サポートセンター等（以下「関係機関」という。）の支援を受けて経営再生に取り組むものであって、次の全てに該当する者  ア　最近３か月間又は直近決算期の売上高若しくは販売数量（建設業にあっては、完成工事高若しくは受注残高。以下「売上高等」という。）又は営業利益が平成30年４月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの  イ　保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの  ウ　保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合には、当該借入金について、この資金の融資とは別に、金融機関から原則としてこの資金と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの | | | | | | | | | | | |
| 事業再生計画実施関連保証の適用 | 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第53条に定める事業再生計画実施関連保証（国の全国統一保証制度。以下単に「事業再生計画実施関連保証」という。）は、前欄の経営改善計画が次の全てに該当する場合に適用することができる。  ア　当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものであること  イ　当該計画が経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。以下同じ。）による検討に基づき作成又は決定されたものであること | | | | | | | | | | | |
| 資金の使途 | ア　借換資金  イ　アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金  なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合であって、既往借入金が保証協会の保証割合が100％の保証付き借入金である場合、当該借入金の借換は責任共有制度の対象除外となる。（保証協会が100%保証する。） | | | | | | | | | | | |
| 融資限度額 | 保証協会の定めるところによる。 | | | | | | | | | | | |
| 融資期間 | 15年以内（据置１年以内を含む。） | | | | | | | | | | | |
| 融資利率 | 商工労働部長が別に定める率とする。  （１）通常利率  （２）特別利率  ※特別利率の適用は、専門家を活用して策定した経営改善計画をとっとり企業支援ネットワーク等が認めた場合に限る。 | | | | | | | | | | | |
| 信用保証 | 全て保証協会の保証を必要とする。 | | | | | | | | | | | |
| 保証料率 | 下表のとおりとする。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：％） | | | | | | | | | | | |
|  | 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |  |
| 一般 | 1.08 | 1.04 | 0.99 | 0.94 | 0.89 | 0.85 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 特例(※) | 0.80 | | | | | | | 0.60 | 0.45 |
| ※特例は、事業再生計画実施関連保証の適用を受ける場合に適用する。  ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70％とする。 | | | | | | | | | |
| 担保 | 保証協会の定めるところによる。 | | | | | | | | | | | |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによる。 | | | | | | | | | | | |
| 償還方法 | 割賦均等償還 | | | | | | | | | | | |
| 進捗報告 | この資金の融資を受けた者（以下「借入者」という。）は、保証協会の定めるところにより、取扱金融機関に対して、毎期の決算後（原則として、融資実行後３年を経過する日を含む事業年度の決算まで）、経営改善計画の進捗状況について報告を行うものとする。また、報告を受けた取扱金融機関は保証協会にその内容を報告するものとする。  　なお、事業再生計画実施関連保証の適用を受けてこの融資を受けた者については、上記報告を４半期ごとに行わなければならない。（この場合の取扱金融機関の保証協会への報告は、毎期の決算後のみで足りる。） | | | | | | | | | | | |
| 経営支援 | 進捗状況の報告を受けた取扱金融機関及び保証協会は、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、借入者の経営改善計画の達成に向けた経営支援を行うものとする。  なお、事業再生計画実施関連保証の適用のもと融資を実行した取扱金融機関については、保証協会に対し、借入者の毎期の決算後、自らの経営支援状況を報告しなければならない。 | | | | | | | | | | | |
| 損失補償 | この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。 | | | | | | | | | | | |

（２）事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）貸付（※国の全国統一制度の対象）

|  |  |
| --- | --- |
| 融資対象者 | 以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等  ア　独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画  イ　認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第１項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画  ウ　特定認証紛争解決手続（法第２条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画  エ　株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画  オ　株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画  カ　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画  キ　私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画  ク　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第１項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの  ケ　中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画  コ　独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画  サ　経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画  シ　中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第２項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 |
| 融資限度額 | ２億８千万円 |
| 保証形式 | 個別保証 |
| 保証割合 | ①普通保険及び無担保保険にかかる保証  金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱(平成18･９･12中庁第２号)に定める制度をいう。以下同じ。）の方式によるものとする。ただし、次のア又はイに掲げる場合（いずれも信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。  ア　責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年９月30日以前に信用保証協会が保証申込み受付した保証であって保証割合が100％保証の保証を含む。）を本制度で借り換える場合  イ　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第12条に規定する経営安定関連保証（同法第２条第５項第５号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和２年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合  ②特別小口保険にかかる保証  責任共有制度の対象除外。 |
| 資金の使途 | 運転資金、設備資金、借換資金（ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。） |
| 融資期間 | 15年以内（据置３年以内を含む。） |
| 融資利率 | 商工労働部長の定めるところによる。  （１）通常利率  （２）特別利率  ※特別利率の適用は、専門家を活用して策定した経営改善計画をとっとり企業支援ネットワーク等が認めた場合に限る。 |
| 信用保証 | 全て保証協会の保証を必要とする。 |
| 保証料率 | 下表のとおりとする。  ただし、本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注）を適用する場合は、それぞれ0.2％を上乗せする。  ①責任共有制度対象の場合（単位：％）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | 料率 | 0.80（免除対応の場合1.00） | | | | | | | | | | 国の補助 | 0.50（免除対応の場合0.70） | | | | | | | | | | 事業者負担 | 0.30 | | | | | | | | |   ②責任共有制度の対象除外の場合（単位：％）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | | 料率 | 1.00（免除対応の場合1.20） | | | | | | | | | | 国の補助 | 0.70（免除対応の場合0.90） | | | | | | | | | | 事業者負担 | 0.30 | | | | | | | | |   ※条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。  注：普通保険及び無担保保険にかかる保証について、次のア及びイを満たす場合、信用保証料率を0.2％上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。  ア　令和２年１月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。  イ　直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。 |
| 担保 | 保証協会の定めるところによる。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによる。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |
| 事業再生の計画 | 事業再生の計画には以下の内容を満たすもの又は含むものとし、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱(令和３･３･11中庁第２号)に定める計画雛形を参考とするものとする。  ア　債権者間の合意がとれているもの  イ　融資対象者の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策  ウ　計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画 |
| 金融機関の責務及び報告 | ア　金融機関は中小企業者等から、四半期に１回、計画の実行状況の報告を受けることとする。  イ　事業再生の計画が融資対象者欄に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。  ウ　金融機関は、原則として３年間にわたり、中小企業者等の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。  エ　金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が融資対象者欄に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。 |
| 損失補償 | この要綱に基づき保証協会が保証した債務について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する損失補償契約に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。 |

（融資の申込み）

第４条　この資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関と協議を行った上で、コロナ克服借換特別資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に経営改善計画書等の関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

２　申込書の提出を受けた商工団体は、対象者要件の確認及び内容の精査を行った上、必要に応じて意見を付して、申込書及び関係書類の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している取扱金融機関及び県にそれぞれ送付するものとする。

３　取扱期間は、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの申込受付分とする。

（融資の審査と実行）

第５条　保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関、申込みを受け付けた商工団体に対して審査結果を通知するものとする。

２　審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第６条　この資金を運用するため、県は、基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

(１) 県

ア　補助金交付額　　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額

イ　補助対象期間　　年度更新とし、前条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年４月５日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(２)　市

ア　預託額　　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額

イ　預託利率　商工労働部長が別に定める割合とする。

ウ　預託期間　年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）

第７条　基本要綱第８条に定める報告先は、県及び市とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

　この改正は、令和６年９月10 日から施行する。

附　則

　この改正は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

　この改正は、令和７年９月25日から施行し、同年10月１日改定の融資利率から適用する。